

栃木県_下野新聞2020年12月22日掲載_指定解除について

指定廃棄物 指定解除について

Q

再測定で8,000Bq/kg以下だった指定廃棄物はどうするのですか？

A

指定解除の仕組み^(※)を活用することも含め協議していきます。

放射能濃度の再測定の結果で8,000Bq/kgを下回ったもののうち、可能な部分について指定解除の仕組みを活用することも含め、減容化のあり方などについて国、県、市町で検討していきます。

解決に向けて、一歩ずつ前に。

指定廃棄物の処理は、国が責任を持って進めます。

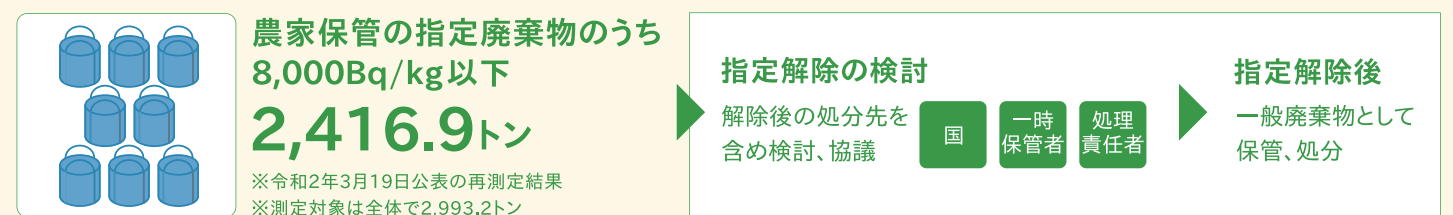
農家が保管する指定廃棄物の暫定集約に向け、指定解除の仕組みを活用することも含め減容化などについて検討していくこととなりました。

令和2年6月26日に開催した関係市町長会議で、指定廃棄物の保管農家の方々の負担軽減を図るため、暫定的な集約保管の今後の進め方について議論しました。今年3月に公表した再測定結果で8,000Bq/kgを下回った指定廃棄物について、可能な部分は指定解除の仕組みを活用しつつ、減容化や保管方法を検討し、暫定保管場所の選定に向けて取り組んでいきます。

※指定解除の仕組みについて

指定廃棄物が8,000Bq/kg以下となっている場合、環境大臣は、一時保管者や処理責任者（市町村又は排出事業者）と協議した上で、指定を解除することができます。指定解除後は、廃棄物処理法の処理基準等に基づき、一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は排出事業者の処理責任の下で必要な保管・処分を行います。

暫定集約プロセスにおける指定解除検討の流れ



環境省

特定廃棄物に関するお問い合わせ窓口 ☎ 0120-869-444 フリーダイヤル(9:30~18:15 日祝除く) 環境省 放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト <http://shiteihaiki.env.go.jp/>

栃木 指定廃棄物

検索

